

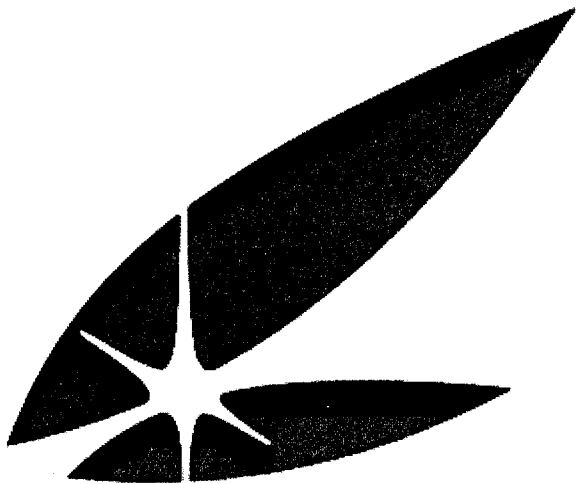
# 子ども・若者育成支援推進法策定の背景

この内容は法律説明会時点のものであり、  
今後、細部については変わることもあります。

# 子ども・若者支援地域協議会の設置に向けて

---

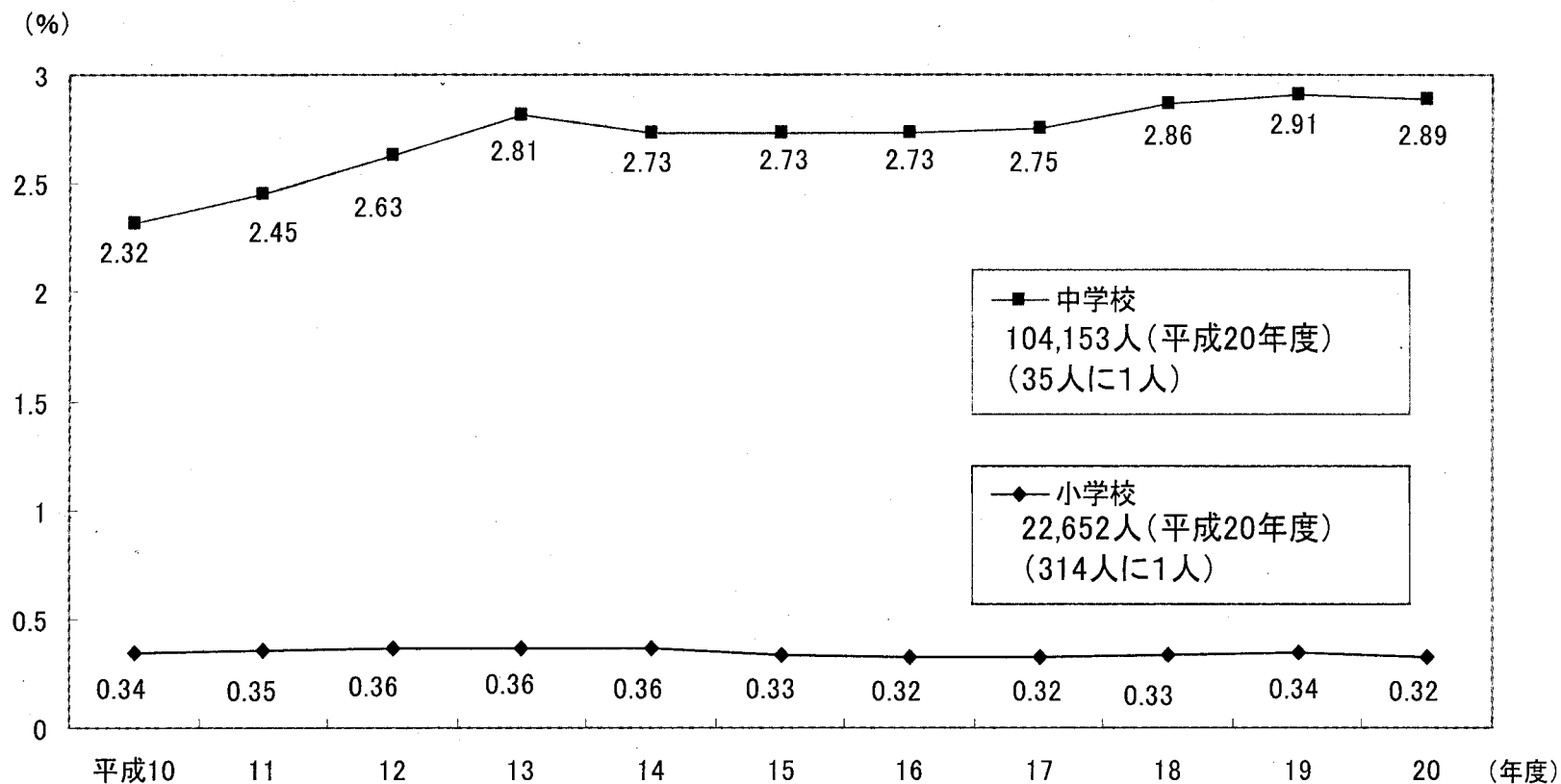
内閣府



## 困難を有する子ども・若者に真摯に対応すべき社会的背景のポイント

- ・ 小学校及び中学校における不登校児童生徒数
  - － 中学校の不登校児童生徒は35人に1人、小学校の不登校児童生徒は314人に1人。
- ・ 高等学校中途退学者数及び中途退学率
  - － 近年、高校中退率は2.0%程度で推移。
- ・ 若年無業者(いわゆるニート)数
  - － 若年無業者数は横ばいで推移。
- ・ ひきこもり世帯数
  - － 厚生労働省の調査では、全国のひきこもり世帯は約32万(推定)。

## 小学校及び中学校における不登校児童生徒数(30日以上欠席者)の割合の推移

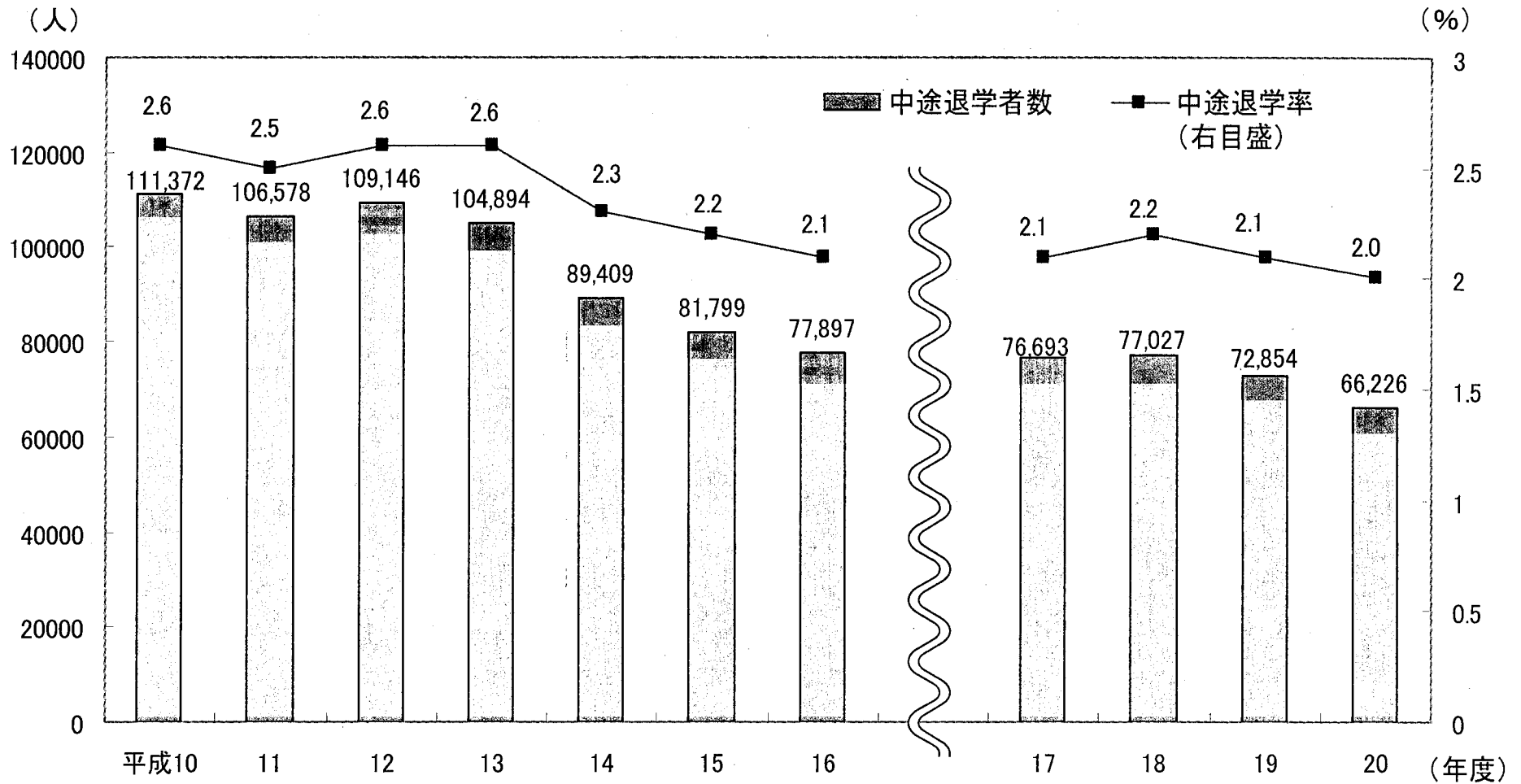


- (注) 1. 平成18年度以降は、中学校に中等教育学校前期課程を含む。  
 2. 不登校(平成10年度までは「学校ざらい」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)をいう。

資料: 文部科学省調べ

中学校の不登校児童生徒は35人に1人、小学校の不登校児童生徒は314人に1人。

# 高等学校中途退学者数及び中途退学率の推移



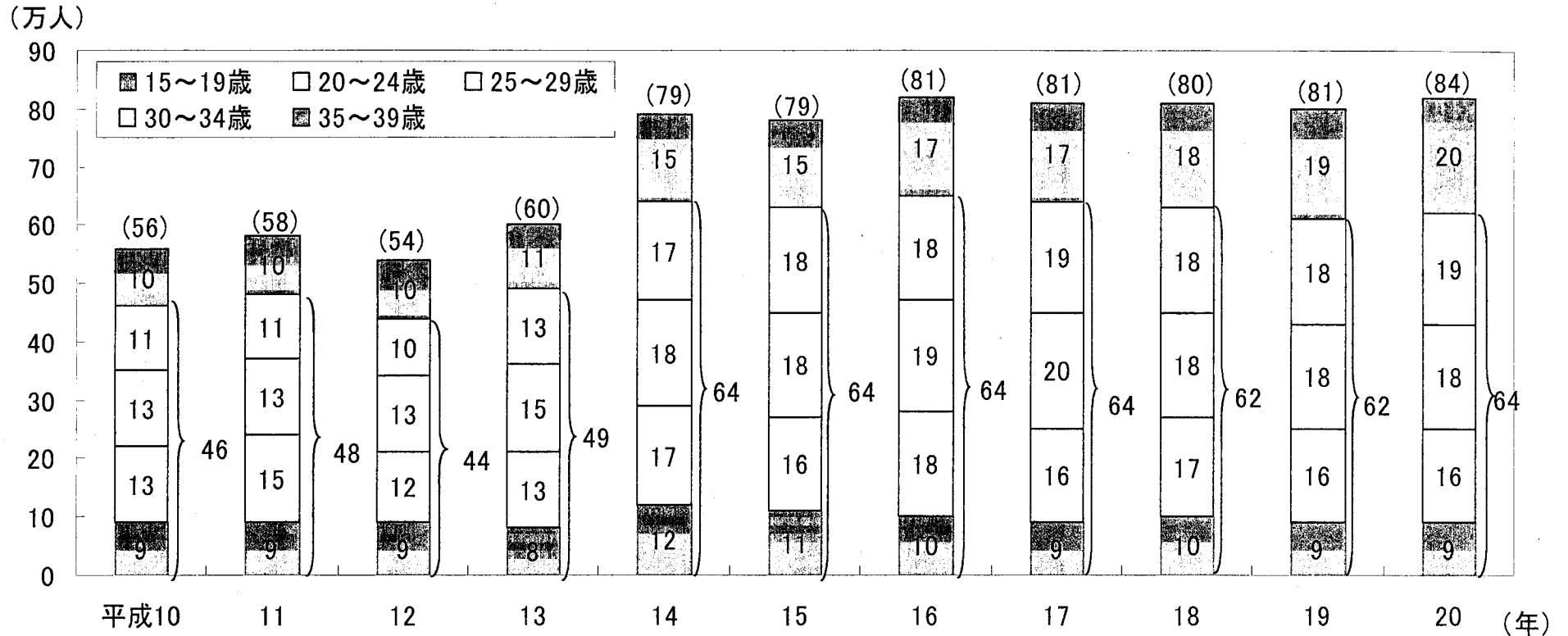
- (注) 1. 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査。  
 2. 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者の割合。

資料：文部科学省調べ

近年、高校中退率は2.0%程度で推移。

# 若年無業者(いわゆるニート)数の推移

総務省統計局「労働力調査」では若年無業者は15～34歳であるが、ここでは法律の趣旨を踏まえ、35～39歳の該当者も参考値として掲載している。



(注)1) 若年無業者については、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計。

2) 15～34歳計は、「15～24歳計」と「25～34歳計」の合計。15～39歳計は、「15～24歳計」と「25～34歳計」と「35～39歳計」の合計。

資料: 総務省統計局「労働力調査」

若年無業者数は横ばいで推移。

# ひきこもりの実態

## ①厚生労働科学研究「地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究 (平成12～14年度)」

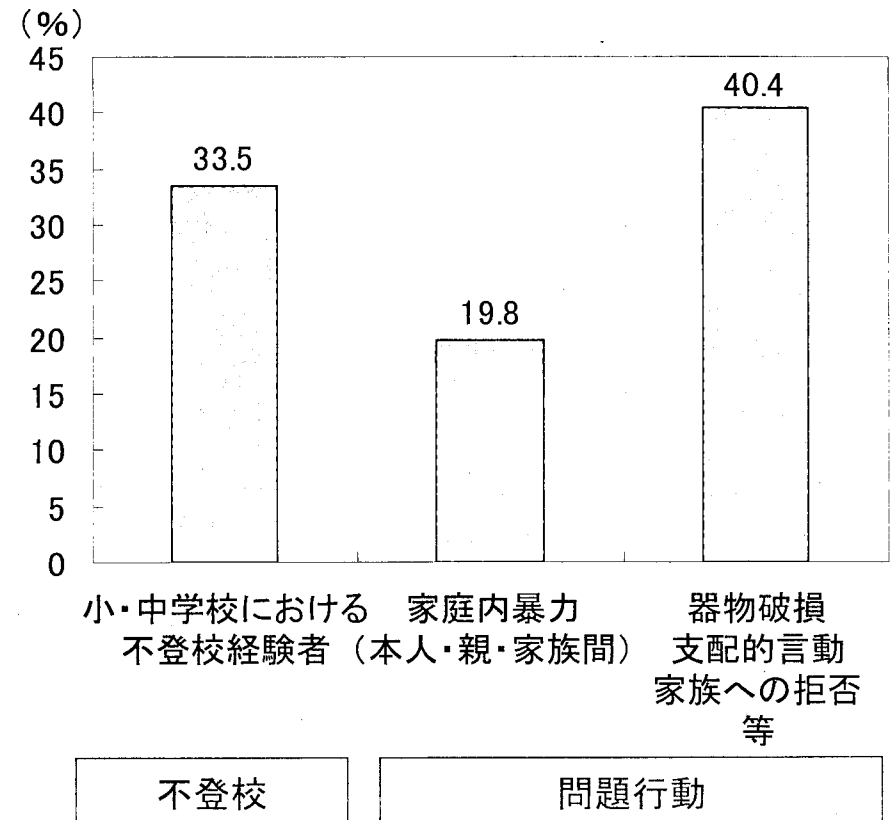
(1)援助機関調査 平成14年1月から12月の間に保健所・精神保健福祉センターが受けたひきこもりに関する相談は14,069件(電話相談及び来所相談の合計)。

### (2)ひきこもり事例に関する調査

ひきこもり本人の平均年齢:26.7歳  
最初の問題発生:平均20.4歳

「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査より

- 調査対象者=3,293人
- 性別 男性76.4% 女性22.9%



## ②厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」

(平成16年度、疫学調査)

- 20歳代から40歳代の対象者 (n=1,186人)のうち、「ひきこもり」を経験したことがある者は1.2%。
- 「ひきこもり」状態にある子どもを抱えている家庭は、調査対象者 (n=2,974)における0.67%であり、全国では約32万世帯になると推定される。

## ③東京都若年者自立支援調査研究(平成19年度)

- 東京都において、ひきこもり状態の者はおよそ25,000人(推定)。
- ひきこもり状態にある若者との親和性が高いと判断される者<sup>(\*)</sup>はおよそ160,000人(推定)。

(\*)アンケート調査で、「自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある」「理由があれば家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う」などの「ひきこもり」に対する共感を示す項目で高得点であった層

## ④厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」(H19～21年度)

- 本研究においては、ひきこもりは原則として非精神病性の現象と定義されるものの、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性があることを留意すべきとしている。



## 子ども・若者育成支援推進法の対象とする子ども・若者

---

<子ども・若者育成支援推進法第15条第1項>

- ・ 修学及び修業のいずれもしていない子ども・若者
- ・ その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの

※若年無業者だけでなく、不登校など様々な困難を有する子ども・若者を対象とする。

<子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針（内閣府）>

- ・ 子ども・若者の対象年齢は30歳代までを想定
-